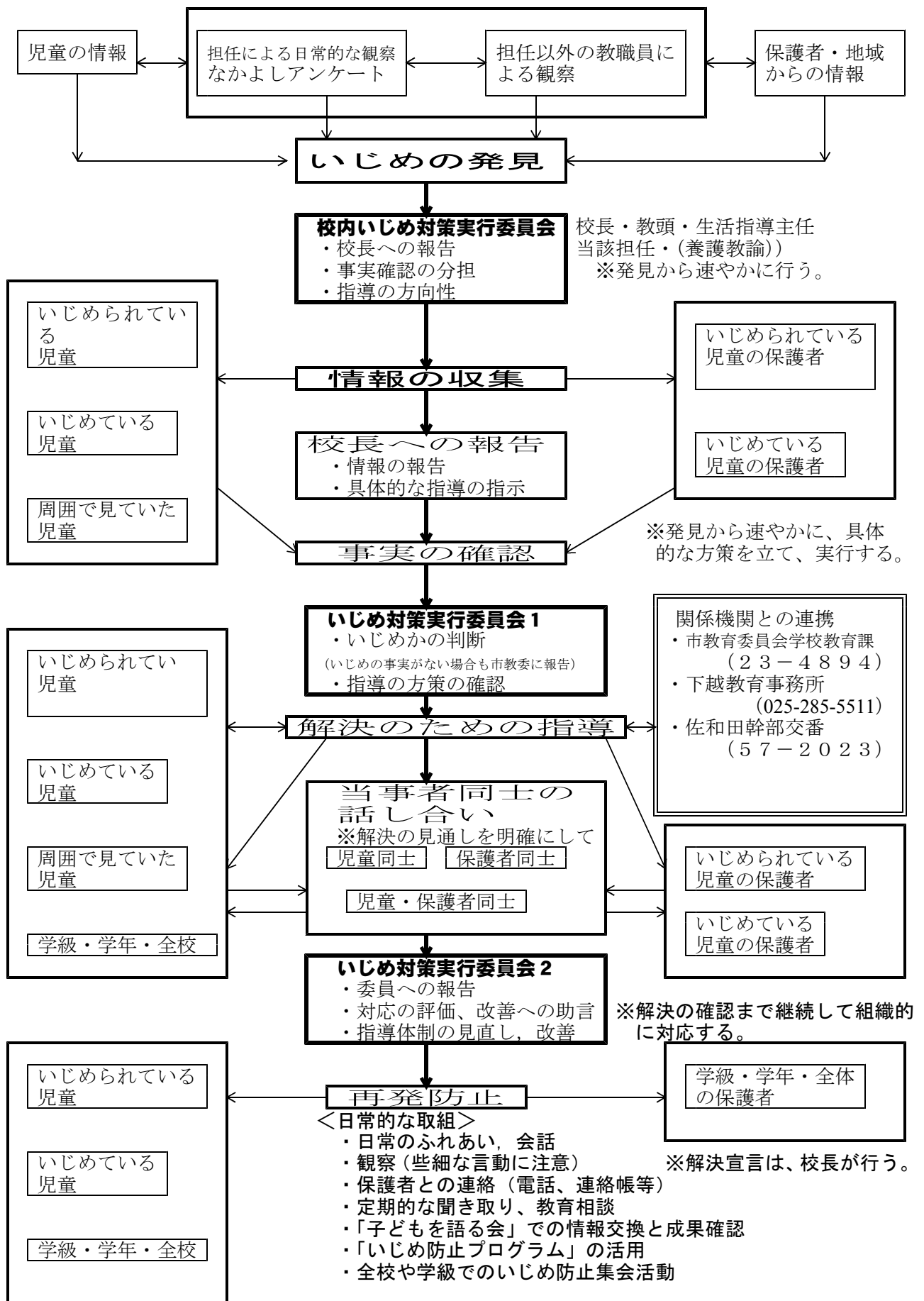


8 いじめへの対応



9 具体的取組

(1) 当該児童生徒に対する観察の強化

◇基本的な考え方

- ①未然防止・早期発見・早期対応が最も重要である。
- ②いじめられている児童の立場に立って指導・援助を行う。

(2) 全職員による共通理解と情報収集

◇それぞれの立場での観察及び情報収集の実施

- ・周囲の児童からの情報収集(「いじめ」とは知られないように)
- ・生活ノートや日記(担任提出用)などからの情報収集の工夫
- ・他の教職員からの情報収集
- ・保護者への電話等での問合せ(家庭生活の変化の有無など)

◇担任を中心とした関係教職員による情報交換の実施

(学級担任、生活指導主任、近隣学級担任、養護教諭等)

◇管理職への報告といじめ対策会議等の招集決定

(3) いじめ対策会議等の開催と対応方針等の決定

◇いじめ対策会議等の招集

◇いじめ対策委員会等で必要となる資料の項目例

- ①いじめられている児童の氏名(学年、学級)
- ②いじている児童の氏名(学年、学級)…複数の場合は全員
- ③いじめの状況
(日時、場所、人数、いじめの態様や集団の構造等)
- ④いじめの動機や背景(状況から推測される場合も含む)
- ⑤いじめられている児童といじている児童の言動や特徴
- ⑥保護者や教職員が有する情報
- ⑦周囲の児童の状況等

◇対応策検討上の留意点

- ・多角的にいじめの原因や対応の在り方等について検討する。
- ・全校を挙げて分掌組織を機能させながら取り組む。
- ・調査や指導・援助等はチームを組んで組織的に対応する。

(4) 方針に沿った指導・援助の実施

◇いじめられている児童の保護者への説明と協力依頼

- ・家庭訪問によりいじめの概要を説明し、学校の誠意を示す。
- ・解決に向けた学校の対応方針等を説明し、理解を得て、協力を依頼する。

◇いじめられている児童に対して

- ・いじめられている児童の側に立つ。(本人を守る姿勢を示す)
- ・親身になって話を聴く。(批判的・評価的な態度は見せない)
- ・今後の対応の在り方を本人の納得を基に決めていく。

◇いじている児童に対して

- ・いじめの事実を確かめ、いじめの意識の有無を確認する。
- ・被害児童の思いを伝え、「いじめである」と毅然とした態度で臨む。
- ・意識的にいじている場合にはその非を指摘し、納得させる。
- ・意識がない場合にはいじめられている側のつらさを教える。

◇被害児童の保護者への対応について

- ・保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、問題を軽視することなく、誠意をもって対応に当たる。家庭訪問をするなど、こまめに連絡を取り合い、信頼の回復に努める。

◇加害児童の保護者への対応について

- ・保護者心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。

◇周囲の児童に対して

- ・いじめの不当性を指摘し、いじめを止めさせたり教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。
- ・いじていた児童への二次的ないじめが起きないように指導する。

いじめ発見システム

- ①日常の児童観察
 - ・些細な言動に注意
 - ・ある子の発言だけ軽視
 - ・机離し、触らない等
 - ・報告、連絡、相談の日常化
- ②毎月行う「なかよしアンケート」(毎月)
 - ・自己有用感得点
 - ・自己安心感得点
 - ・一人ぼっちの子調査
- ③全児童への聞き取り
 - ・アンケート後に実施
 - ・教育相談
- ④定期的な情報交換
 - ・子どもを語る会(毎月)
 - ・方策確認と結果確認
- ⑤保護者との連携
 - ・話しやすい信頼関係
 - ・電話、連絡帳の活用
- ⑥地域との連携
 - ・学校関係者評価委員等

(5) 事後指導と保護者との連携

◇事後指導

- ・いじめられていた児童生徒及びいじめていた児童生徒の継続的観察

◇保護者との連携

- ・双方の家庭への観察の継続と様子の変化した場合の学校への連絡依頼
- ・上記の対応を進めたにもかかわらず、執拗ないじめを繰り返すなど学校の指導の限界を超える場合には、教育委員会との相談を踏まえて、出席停止の措置を検討する。

◇周囲の児童への日常の対応

- ①いじめを黙認することは、いじめに荷担することであり、許されない行為であることを指導する。
- ②「いじめ問題」によって、学級内の人間関係や雰囲気が悪くならないようにするため、いじめのあった学級には、多くの職員が関わり、子どもたちの声に耳を傾けるようにする。
- ③「いじめは絶対許さない」という教師の姿勢を示し、学校・学年・学級全員の問題として取り組む雰囲気をつくり、いじめ防止に向けた取組まで発展するようにする。
- ④被害者や加害者のプライバシーの保護からも、騒ぎ立てることや話を不用意に広めることのないよう、節度ある言動をするように常に指導する。